

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 25 年 6 月 19 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成25年5月20日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合は、保険業法第3条第1項に違反しないとはいえ、また同法第315条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

また、一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なもの（10万円以下のもの）は、保険業には含まれないこととされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1（1）（注1））。

これに照らすと、賃貸人及び賃借人間で建物賃貸借契約（以下「賃貸借契

約」という。)が締結される際、当該賃借人から委託を受けて賃貸借契約に基づく当該賃借人の債務を連帯保証する業務(以下「賃貸保証業務」という。)を行う照会者が、当該賃借人より一定の対価を收受し、当該賃借人が賃貸借契約の対象物件の専有部分又は専用使用部分で死亡(孤独死)し、これによって賃貸借契約が終了した場合、当該賃貸人に対して見舞金(10万円)を支払う業務(以下「本件業務」という。)は、「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険」に該当する。

また、当該賃借人の死亡(孤独死)を原因として当該賃貸人に対して見舞金の支払いを行うことは、その対価が当該賃貸人ではなく当該賃借人から收受されることや、一般に賃貸借契約において賃貸人及び賃借人との間の人的・社会的関係は密接とはいえないこと等を勘案すると、「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもの」とはいえない。

したがって、内閣総理大臣の免許を受けずに本件業務を行った場合は、保険業法第3条第1項に違反しないとはいえず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないとはいえない。

以上